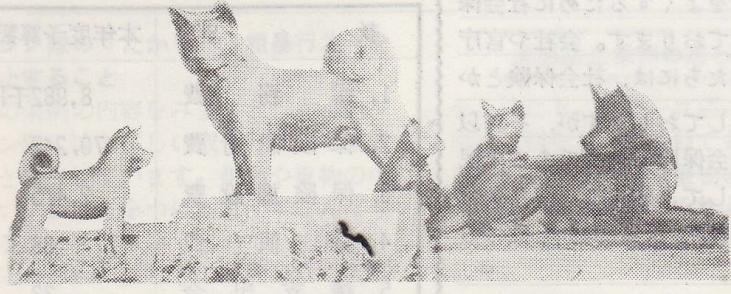


# 広報 おおだて

(9月号)

編集と発行 大館市役所



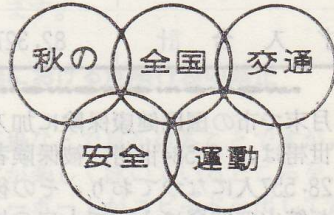
大館市の人口 61,500  
(39年7月1日現在) 世帯数 13,398

(9月の解説)

日盛りはまだまだきびしい暑さがつづきますが、朝夕はめつきり涼しくなり、はだに初秋を感じるきょうのころです。

秋という字は禾(か)と火の組み合わせでできています。禾は食べものの意、火はものをやいたり、煮たりする。そこで、秋になるといろいろな穀物がみのりそれを炊飯するところから、この字ができたといわれます。世の中で食べ物が豊富にあり、火があれば、人間はますます平和な日々を送ることができるわけです。

1日は防災の日、台風、地震などの災害についての認識を深め、これに対処する心構えを平常準備させるために設けられています。1日～7日までは性病予防週間が始まります。また、15日から22日までとはかく孤独でみじめな生活に陥りやすい老人の健康と福祉を高め、ひろく国民一般が老人に対して関心と理解を深めるための第14回老人福祉週間が始まります。

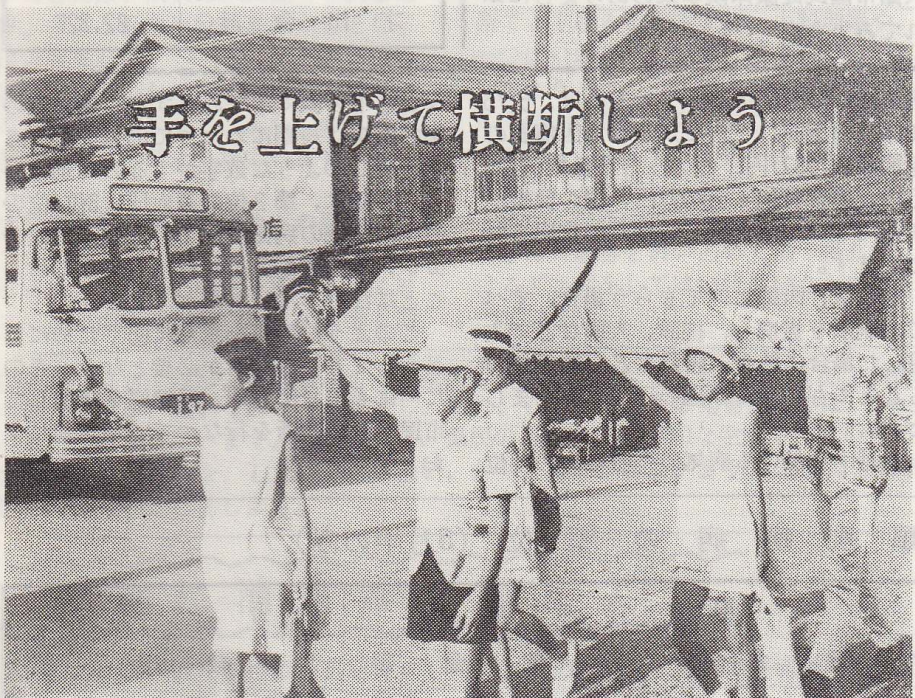


9月15日 ~ 9月25日

毎年、10月に交通事故の半減を目標に行なってきた秋の全国交通安全運動も、ことしは、10月10日から東京オリンピックが開かれるため、オリンピック国民運動の一環として、今月の15日から25日までの10日間の日程に繰り上げして実施することになりました。

この全国交通安全運動は、交通事故の防止を目標に、すべての歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他道路交通に関係のある者に、交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけるために大館市が主催しておこなうものです。

## 手を上げて横断しよう



### 秋の交通安全の目標

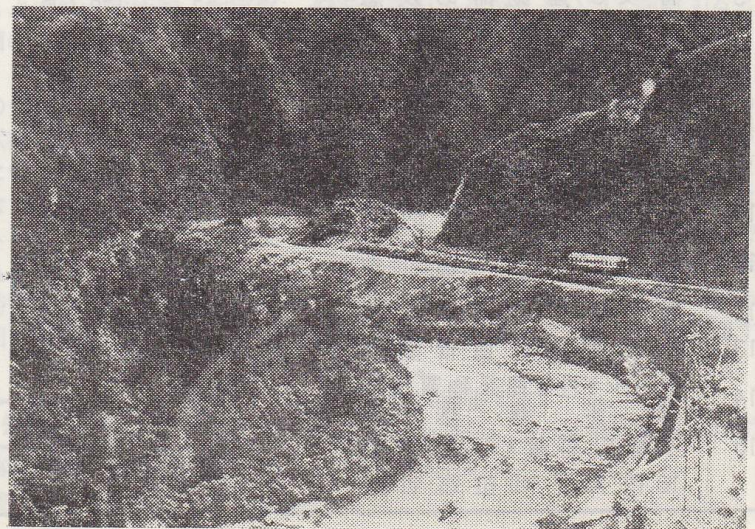
◎酒のみ運転をなくする運動  
町内会、婦人会、青年会などで運転者に酒をのませない申し合せをし、みんなの責任で、運転する方には酒をのませない

い運動を展開する。  
◎子供を交通事故から守る運動  
交通教室を開いたり、街頭指導をおこなって交通のきまりを教え、PTA、婦人会、市の職員などが交通の危険な個所で誘導して子供を交通事故から守る運動

を行う。  
◎安全に道路を横ぎる運動  
横断するときは必ず左・右を確かめ、手を上げて歩きますよう、全市民に指導し、手を上げる習慣をつけさせる運動を積極的に展開する。

## 郷土の 行楽地 その4 雪沢

秋田杉の美林と、長木川溪流の美観で古くから名を知られていた雪沢地区に、大量の湯が湧きだしたのは昨年(1979年)の11月、この泉質は石膏泉といわれ、慢性関節、リウマチ、筋肉リウマチ、神経痛などに適応する良質なものである。現在はまだ、入浴できないが、市では、鉱山資源開発に平行して、観光資源開発にのりだし、この雪沢温泉の立地条件に鑑み、将来の一大温泉郷にするための構想を練っている。



# ふ え る 高 血 圧 患 者

国 保 5 月 中 の 焦 点

## 昭 年 39 年 度 大 館 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

才 入

才 出

款 別	本年度予算額
1, 国民健康保険税	35,917千円
2, 督促手数料	210
3, 国庫支出金	45,652
4, 県支出金	40
5, 財産収入	1
6, 繰入金	1
7, 繰趣金	1
8, 諸収入	505
才入合計	82,327

私たちの生活をよくするために社会保険制度がしかれております。会社や官庁に勤めている人々には、社会保険とか共済組合に加入しておりますが、それ以外の人々は社会保険の一つである国民健康保険に加入して、病気になった場合の給付(世帯主7割, 家族5割)を受けることができます。

今号は、今年の5月中に発生した給付状況と病気の内容などに焦点をしばり、大館市国民健康保険事業のあらましにふれてみよう。

款 別	本年度予算額
1, 総務費	8,982千円
2, 保険給付費	70,242
3, 保険施設費	2,475
4, 公債費	88
5, 諸支出金	33
6, 予備費	507
才出合計	82,327

5月末で市の国民健康保険に加入している世帯は、6,584世帯、被保険者数にして28,557人になっており、その後、大館市が鉱山の開発によつて人口の増加が著しくなつて来ておるにもかかわらず、これらの人々のほとんどが会社の社会保険に加入しているために、国保の被保険者ののびは急に上昇することはない、隣接町村との合併がなされないかぎり、このままの状態で行くのではないかという見方をしています。

さて、この2,8557人のうち、5月中に

病気されて医師にかかったものは、5,750件におよび、それにかかった医療費の総額は1,100万円、このうち市負担6百20万円、患者負担4百70万円、国の負担が10万円というぼう大な医療費が支出されています。

これは、医師にみてもらう場合、すべての制限を撤廃し、往診、入歯などで入院した場合に給食、寝具などを給付しておくことにも大きな原因の一つといえましよう。

5月中に於ける病気の内容とその順位

などを下の表でみてみますと、第1位の歯の疾患は長期にわたつて治療を要するためにこのような数字がでるのは別として、今年は、第2位の高血圧、3位4位の消化器系統の病気が多く、9位、11位のガン、精神病が上位に台頭してきていることは注目しなければなりません。

このような病気を未然に防ぐためにはどうしても早期診断が必要となり、そのためにも市では常時、保健婦を動員して市民の健康診断を行なつて対策を講じております。

### 主 な 病 類 別 疾 病 の 順 位 (5月中のみ)

順位	病 類 別	入 院		入 院 外		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	5 月 中 に 於 る 合 計	192	3,855,712	5,558	7,229,790	5,750	11,085,502
1	歯芽及歯芽組織の疾患			855	1,088,162	855	1,088,162
2	高 血 圧 症	7	125,630	471	887,905	478	1,013,535
3	その他消化器系の疾患	48	609,721	124	292,400	172	902,121
4	胃及び十二指腸の疾患	4	160,928	302	511,665	306	672,593
5	骨及び運動器の疾患	9	198,758	220	359,645	229	558,403
6	その他呼吸器の疾患	5	146,617	460	393,859	465	540,476
7	肺炎及気管支炎	9	210,021	319	303,748	328	513,769
8	全 結 核	6	211,858	103	229,150	109	441,008
9	悪性新生物(癌)	13	356,512	21	64,562	34	421,074
10	その他神経系疾患	1	21,119	288	388,580	289	409,699
11	精神病, 精神神経症状及人格異状	7	185,891	43	190,312	50	376,203
12	聴器の疾患	4	139,617	135	194,571	139	334,188
13	中枢神経系血管損傷	7	227,115	44	107,016	51	334,131
14	アレルギー性分泌系物質代謝及栄養疾患	3	20,631	217	307,905	220	328,536
15	不慮の事故・中毒・暴力	11	123,573	210	178,449	221	302,022
	16位以下40位迄省略						

# 〈迷惑防止条例が9月1日から実施されます〉 (大館警察署だより)

9月1日から、公衆に迷惑をかける暴力的不良行為を防止するための「迷惑防止条例」が実施されることになりました。このあらましをお知らせし、市民の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

この条例の正しい名称は「公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為の防止に関する条例」といい、全文12条で、9つの迷惑行為を禁じています。

## ◎グレン隊のたかり、粗暴行為を禁止すること

この条例の内容をみますと、まづ、グレン隊にはきびしい取りしめりをするようになっていきます。街角や乗物の中でいいがかりをつけたり、すごんだりすることはできなくなっていますし、おまつりや、催しものが開かれて人があつまる場所で、面白半分に人を押しのけたり、混乱を起すようなこと……たとえば、満員の映画館で「火事だツ」などと面白半分にさげふくことなどはできません。

また、通りがかりのご婦人にみだらなことばをあびせかけ、恥かしめるようなことなども禁止されています。

## ◎ナワ張り料、用心棒料などの禁止

おまつりや市場の出店を出すものに対して正当の権利がないのにナワ張り料

## 迷惑防止条例のあらまし

をとつたり、パチンコ店、料飲店から用心棒料をとつた名目で金品をたかると、また、公園や乗物の中で「金がないから貸してくれ」としつこくたかつたりすることも堅く禁じられました。

## ◎不当な客引き、ダフヤ行為の禁止

街でよく起ることですが、小料理屋や一つぱい飲み屋などで、ぼうしやカバンをとりあげたり、むりに引つぱりこんで強引に客引きをしたり、また、ワイセツなことについて客引きをすることについても禁じられています。

また、汽車の寝台券、特急券、劇場などの入場券を買い占めて高く売りつけるダフ屋をしてはいけないことになっています。

## ◎おし売り、シヨバヤ、景品買行為の禁止

私達が日常生活でよく経験しているもので、ことわつても帰えらないような押し売りや、乗物、映画館などで、人をおどかすような方法で、座席を余分にとつたり、パチンコ店の中や、そのふきんで、人につきまとつたりして景品買することも、もちろん条例違反になります。

## ◎水泳場における危険行為の禁止

海水浴場などで見かけることですが、皆んなが楽しく泳いでいるところを、モーターボートがスピードを出して走り、危ぶなく思うことがよくありますが、こんな危険な行為もきびしく禁止されています。

以上は、9月1日から実施される「迷惑防止条例」のあらましですが、この条例の一つ行為にでも違反した場合は、1万円以下の罰金または、過料を課せられますし、また、この条例違反の常習犯者には、6カ月以下の懲役と、5万円以下の罰金が課せられることになっています。この条例は、県民のみなさんに平和な生活をしていただくためにつくられたものですから、暴力的な迷惑行為は、これを、**しない、させない、かつ、見のがさない**ようみなさんと警察署が一体となつて、住みよい社会をつくるために努力いたしましょう。

## 家庭に消火器を備えよう

このごろは、家庭用燃焼器(石油コンロ、プロパンガスなど)が普及し、農家でも耕運機用として、ガソリンや石油を多量に保有したり、電気器具の使用も多くなつて、電気がショートしたりして水で消火できない火災が多くなっています。このような火災は初期に消火することが被害を最少限度に止め得る最も大切なことであります。

また、大地震の後には必ずといつてよいほど火事が起り、6月16日に起つた新潟地震でも発生後20分で市内に数カ所火の手があがつたと報じられています。

このように特殊な火災や地震の時に使用される家庭用消火器がどのくらい役にたつか、また、記憶しておかなければならない取扱上の注意などをお知らせしますので、これを参考にして全家庭で消火器をそなえつけるようにしてください。

### 火事の分類

### 世界共通国

#### ◆A火災とは

一般火災といわれるもので、木、紙、繊維類など、材質そのものが熱によつて分解ガス化して酸素によつて炎をあ

げ、このガス化する部分が表面からしだいに内部に浸透していくようなもえ方をするもの。

#### ◆B火災とは

ガソリン、軽油、重油などの油類で、A火災のように内部には浸透しないで表面だけがガス化してもえ続けるもので油火災ともいわれます。

#### ◆C火災とは

電気火災ともよばれ、変圧器、配電盤など電気設備のある所から出火したものです。

※ 地震の時の火災は上記のA、B、Cのまじつた状態で、地震で石油コンロがころび、たたみに引火した状態は、AB火災になり、震動で屋内の電気配線がショートしてカベや床に移つたような場合はAC火災といえます。

このように特殊な火災にはどうしても化学家庭用消火器が必要となつてきます。

### 消火器の知識

消火器は火事の初期、つまり消防自動車現場に到着するまでの間くらいしか

効果がありません。したがつて家庭用で消せる範囲はごく火事の初期で、消火できる範囲は一メートル平方程度ということになっておるそうです。火の回りは常温、常湿で四帖半の天井に炎が届くまでが四・五分ですから、家庭用でなんとか処理できるのは着火後一・二分がいいところでしょう。ですからとなりの火が移りそうになつたときにはまず、逃げた方が無難ということですが。

◎消火器を振り回せば一時的に炎は押えられますから脱出の助けになります。

◎消火器があるからといつて油断するとかえつて逆効果です。

◎消火器の中に密用されているガスは、少しづつ揮発します。重量が表示より下がっているものは全然だめですから半年に一度ぐらいは点検すること。

◎噴射角度、距離はそれぞれメーカーによつてちがいますからもう一度表示で確かめ頭の中に入れること、角度を誤りますとガスだけ噴出し、炎を一層あおる皮肉な結果になりますので注意すること。

◎人畜には無害です。

◎そのほか詳しいことは消防署へおたずねください。

# お知らせ

## 県民手帖予約募集中!

市では昭和40年(1965年)用の秋田県民手帳の申込みを受付しております。手帳の主な内容は、  
県行政区画図、七曜表、略暦、年令早見表、行事予定表、日記などや、統計資

料として、県勢概要、秋田県民の生活、名簿篇としては、衆・参議員名簿、県会議員名簿、市町村長、議長名簿便覧篇として、中央官庁、県内主要官庁一覧、メートル換算表、鉄道運賃早見表県庁案内図、住所録、秋田県観光図など25種の統計資料や、名簿、生活便覧が掲載されております。

予約申込みを希望される方は、11月末日まで、市役所市民課資料整備係まで申し込んでください。(電話2100番の内線36番).....1冊100円。

## こんにちは 赤ちゃん <コンクール> 検診

秋季赤ちゃんコンクールと、満3才児の一斉健康診断が次の日程でおこなわれます。とくに3才児は身体発育、精神発達の間から最も大事な時期ですから、該当される赤ちゃんにはなるべく診査を受けさせてください。

### A 赤ちゃんコンクール

**対象** 昭和38年5月1日から10月31日までの出生者(外人はのぞく)。この対象者のうち、未熟児を努力して丈夫に育てた母親、または、養育児担当者も含まれます。

### B 満3才児健康診断

**対象** 昭和35年10月1日から昭和36年9月末日までの出生者。当日は総合健康診断をおこないますので、お子さんの身体発育面のよくわかる方がおつれください。なお、A Bとも母子手帳、うわ履は必ず持参してください。

### 満3才児健康診断日程

と き	と ころ	参集時間	実 施 区 域
月 日 曜			
7 月	茂内公民館	午後 1,00~ 2,00	雪沢小学校学区内
8 火	釈迦内 "	午後 1,30	釈迦内地区 (板子石・上袋は石田病院)
9 水	長木 "		長木地区(雪沢地区を除く)
9 14 月	下川沿 "	午後 2,30	下川沿地区 (片山地区は中央公民館へ)
15 火	上川沿 "		上川沿地区 (根下戸・舟場は中央公民館へ)
16 水	真中 "		真中全地区
17 木	二井田 "		二井田全地区
18 金	十二所出張所		十二所全地区
24 木	中央公民館	午前 9,00~10,00	柄沢・東台・桂城・金坂・赤館・部垂町・桜町・相染町・向町・一心院谷地町・旭ヶ丘・南町
24 木	"	午後 1,30~ 2,30	長倉・愛宕・古川・大下・独古・川原・鉄砲場・通町・栄町・田町・末広・一中通・アパート1号・2号・3号
25 金	"	午前 9,00~10,00	弁天・大正・御坂・新富・大町・寺町・豊町・住吉町・城西・片山・根下戸・舟場・中町・新町
25 金	"	午後 1,30~ 2,30	常盤木・昭和・神明・中神明・南神明・東新・東町
28 月	石田病院	午後 1,30~ 2,30	中道三角・清水町・有浦・板子石・上袋・御成町1丁目・2丁目・3丁目4丁目・5丁目

## 国民年金だより

### 福祉年金をまだ請求していない方へ

福祉年金をもらえる人とは

- ◎昭和34年11月1日前に満70才になつていた人
- ◎手足などが不自由な1級程度の身体障害者
- ◎母子世帯の人

この人たちは福祉年金をもらえる資格がありますが、この制度を知らないで福祉年金をもらっていない方もおりますので、もれている方は早めに市の年金係へ請求してください。

なお、福祉年金を受ける権利は、年金をもらえる資格が生じてから満5年を経過しても知らずに請求しておりませんと時効によつて消滅し、年金をもらえなくなります。

34年11月1日前に年金受給権のある方でまだもらっていない方は、ことしの11月1日になりますと請求できなくなりますので、いますぐ請求して下さるよう、年金係では望んでいます。



### 日 程

- 9月7日**——桂城、赤館、金坂、桜町、部垂町、田町、愛宕町、長倉町、向町、相染町、古川町、通町、大下町、川原町、独鈷町、中道三角、御成町1丁目~5丁目、清水町、栄町、鉄砲場、豊町、有浦町、末広町、弁天町
- 9月8日**——大町、寺町、新富町、御坂大正町、昭和町、常盤木町、神明町、中神明町、南神明町、一中通り、東新、新地、東町、新町、中町、馬喰町、柄沢、東台、一心院、田代町、谷地町、旭ヶ丘、南町、釈迦内全地区
- 9月9日**——住吉町、城西町  
長木・上川沿・下川沿・真中・二井田・十二所地区の全域

## 9月の納税

固定資産税 第2期  
国民健康保険税 第2期

8月15日から市税は各出張所(十二所を除く)では取扱いません、農協の各支所をご利用ください。